

浦添市生きいき健康クラブ事業業務委託仕様書

浦添市介護予防・日常生活支援総合事業における一般介護予防事業のうち介護予防普及啓発事業に位置付けられる生きいき健康クラブ事業の委託業務について、受託者が行う内容およびその範囲等は、この仕様書によるものとする。

1 趣旨

地域の高齢者が健康維持増進に取り組み、社会参加等の活動に参加することで、地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施されるよう、介護予防の普及啓発を図るため。

2 対象者

65歳以上の浦添市民（第1号被保険者）

3 業務の内容

（1） 集団型

自治会集会所等の実施場所の状況及び利用対象者のニーズを把握し、概ね次に掲げる介護予防に資する内容を標準として事業計画を策定し、各種サービスを提供する。

ア 実施内容

- （ア） 介護予防の必要性及び継続することの重要性の周知
- （イ） 健康チェック（血圧測定）
- （ウ） 体操、レクリエーション、グランドゴルフ等の軽運動
- （エ） 健康講話
- （オ） 手芸・琉舞等の趣味活動
- （カ） その他（社会参加促進として、外出による社会見学等）

イ 実施手順

- （ア） 各実施場所の広さ等を考慮し、安全な事業運営ができる人数以内において利用希望者を受け入れることとし、参加申込書でもって事業利用手続きを行う。

(イ) 利用者の身体状況等に合わせサービス提供を行う。

(ウ) 実施したサービス内容について実施場所別参加者一覧表兼徴収金整理簿に記録し、当該月の事業終了後、市へ実施報告を行う。

ウ サービス提供期間及び回数

サービス提供期間は契約締結日から翌年の3月31日までとし、実施場所ごとに週に1回のサービス提供を行うこと。なお、利用者の社会参加促進を目的とする外出の実施回数については、実施場所1か所あたりサービス提供期間内に2回を上限とする。

エ サービス提供日及び提供時間

(ア) サービス提供日

サービスの提供日は月曜日から金曜日までの間で行い、実施場所ごとに曜日を固定して実施する。ただし、以下のいずれかに該当する日は除くものとする。

- ① 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- ② 6月23日(慰霊の日)
- ③ 12月29日から翌年の1月3日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)までの間

(イ) 提供時間

サービスの提供は、原則、午前9時～午後5時の間で行い、サービスの開始時間は実施場所ごとに固定して実施する。

また、1回あたりの提供時間は、実施場所の地域の実情を踏まえた上で2時間または4時間のいずれかを選択し、実施する。

オ 利用料

受託者は利用料の取扱いについて、以下のとおり実施することとする。

(ア) 本事業の利用料(1回あたり100円)を、毎回の事業実施時に徴収すること。また、利用者の健康状態等の理由により事業実施当日に早退した場合においても、利用料の返金を行わない旨を事前に利用者へ説明すること。

(イ) 徴収した利用料については、実施場所別参加者一覧表兼徴収金整理簿を備え、徴収の都度これを記帳し、関係書類とともに整理するこ

と。

(ウ) 徴収した利用料の取扱いに当たっては、十分なる注意を払い、盗難又は紛失があった場合は、遅滞なく市へ報告すること。

(エ) 徴収した利用料の盗難又は紛失が自己の責に帰すべき理由による場合は、速やかにその損害を賠償しなければならない。

(オ) 徴収した利用料は市から発行された納付書により指定された金融機関へ期限内に納付すること。

カ 体験受入れ

利用希望者より体験利用の希望があった場合、体験の受入れを行うこと。この場合、体験利用者への利用料の徴収は行わない。

(2) 個別型

居宅の状況及び利用対象者のニーズを把握し、概ね次に掲げる介護予防に資する内容を実施する。なお、個別型は、集団型での事業実施が行えない場合に実施するものとする。

ア 実施内容

利用者の居宅への訪問又は電話により、以下の内容を実施する。

(ア) 生活状況及び健康状態の確認（利用者より聴取）、見守り等。

(イ) 介護予防の取り組みの必要性や重要性の説明（介護予防の視点による居宅での過ごし方への助言や自宅でできる運動の紹介等）。

(ウ) その他、介護予防に資すること。

イ 実施手順

(ア) 居宅への訪問又は電話による個別型のサービスについて、事前に電話等で利用希望者を確認し、日程の調整を行う（訪問の実施については、事業実施時間内において安全に行える人数を考慮し、計画する）。

(イ) 居宅への訪問又は電話にて、利用者の身体状況・生活状況等に関する相談に対応し、必要に応じて地域包括支援センター等の支援機関につなぐ。

(ウ) 実施したサービス内容について個別支援記録等に記録し、当該月の事業終了後、市へ実施報告を行う。

ウ サービス提供期間及び回数

サービス提供期間は契約締結日から翌年の3月31日までのうち、集団

型の実施が行えない期間とし、利用者 1 人あたり週に 1 回程度、実施する。なお、1 人あたりに対する居宅への訪問及び電話の支援回数の合計の上限は月 4 回とする。

エ サービス提供日及び提供時間

(ア) サービス提供日

サービスの提供日は月曜日から金曜日までの間で実施する。ただし、以下のいずれかに該当する日は除くものとする。

- ① 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- ② 6月23日(慰霊の日)
- ③ 12月29日から翌年の1月3日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)までの間

(イ) 提供時間

サービスの提供は、原則、午前 9 時～午後 5 時の間で実施する。

また、1 回あたりの提供時間は、居宅への訪問又は電話によって行う事業内容が十分に行える時間で実施するものとする。

オ 利用料

個別型は利用料が設定されていないため、徴収業務はなし。

4 参加状況報告

サービス提供時において次に掲げる状態となったとき、受託者は、参加状況報告書にて市へ報告すること。

- (1) 利用者の体調不良により、サービスの提供を中止したとき。
- (2) サービス提供時の事故により、サービスの提供を中止したとき。
- (3) その他、利用者の状態等に関して注意を要する必要があるとき。

5 業務報告及び委託料の請求

受託者は当該月の業務終了後、以下の書類により業務報告を行い、市の検収を受けた上で、請求書により委託料を請求すること。なお、書類は翌月 10 日までに市長に提出すること。

- (1) 事業実施報告書

- (2) 実施場所別参加者一覧表兼徴収金整理簿(集団型実施時のみ)
- (3) 個別支援記録(個別型実施時のみ)
- (4) その他関係資料

6 業務の委託要件

(1) 受託資格

本事業の受託資格として、本事業を安全かつ効果的に実施でき、かつ利用者の健康状態等により、必要に応じてその他の介護保険サービスや福祉サービスへ繋げるため、地域包括支援センター、民生児童委員やその他関係機関との連携を図り、地域で支え合う地域コミュニティづくりと併せて事業運営ができる法人とする。

(2) 人員について

事業を安全かつ効果的に行うために、当該事業に従事する主な職員は、1名以上(管理責任者との兼務可)配置することとする。ただし、集団型については、以下の表を目安に対象者の状態に応じて配置することとする。また、ボランティア等の協力を得て事業を運営できるものとする。

事業利用者数	配置人数(管理責任者との兼任可)
10名程度	1名以上
11～20名程度	2名以上
21～30名程度	3名以上
31名以上	4名以上

(3) 実施場所及び備品について

ア 実施場所

事業を安全かつ効果的に行うことができると市が認める地域の自治会集会所等。

イ 備品

本事業の実施にあたり必要な備品を有していること。

7 運営における体制の整備について

事故発生時の対応に備え、体制の構築や安全管理マニュアルの整備等を行うとともに、傷害保険や賠償責任保険に加入すること。

8 その他

- (1) 市主催の会議等に積極的に参加し、その資質の向上に努めるものとする。
- (2) この仕様書にない事項については、市と受託者が協議のうえ、処理すること。